

宿泊約款

宿泊約款

(本約款の適用)

- 第1条 1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令及び慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特例に応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊引受の条件)

- 第2条 当ホテルは、次に該当する場合に宿泊をお引き受けいたします。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によるものであるとき
 - (2) 客室にお引き受けする余裕があるとき
 - (3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公序良俗に反する行為をするおそれがないと認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする人が、伝染病でないこと明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められないとき
 - (6) 宿泊しようとする人が次のイ〜ハに該当しないとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団員又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であること
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの
 - (7) 火災、施設の故障その他やむを得ない理由がないとき

(氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者の住所・氏名・性別・職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認めた事項
2. 宿泊契約の申込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとし、
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の締結)

- 第4条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し入れをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。
 3. 当ホテルは、宿泊予定日直前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

(予約金)

- 第5条 1. 当ホテルは、予約の申込みをお引受けしたときは、期限を定めて、予定利用料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は、次条の定めにより該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があるときは返還します。

(予約の解除)

- 第6条 1. 当ホテルは、予定の申込者が予約の全部又は一部を解除したときは、違約金規定により、違約金を申し受け、
2. 当ホテルは、宿泊予約者が、連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その予約は申込者により解除されたものとみなして処理することがあります。
3. 前項の規定により解除したものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、バス等公共の輸送機関の不着・遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は戴きません。

- 第7条 1. 当ホテルは、他に定める場合のほか、次の場合には予約を解除することができるものとし、
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当しない事となったとき

- (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたものと認められたとき
 - (3) 第5条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
2. 当ホテルは、前項の規定により予約を解除したときは、その予約について既に領収した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊者は、宿泊当日、当ホテルのフロントオフィスにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 第3条第1号の事項
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国月日
 - (3) その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

- 第9条 1. 宿泊者が当ホテルの客室を空けていただく時刻(チェックアウトタイム)は、グランピングエリア及び本館午前10時、東館午前11時とします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の利用に供することがあります。この場合においては、別途追加料金を申し受け、

(料金の支払)

- 第10条 1. 利用料の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた有価証券により、宿泊者の出発の際、又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントオフィスにおいてお願いいたします。
2. 宿泊者が客室の使用を開始された後、任意に宿泊されなかった場合においても、利用料は申し受け、

(利用規則の厳守)

- 第11条 宿泊者は、当ホテル内では当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第12条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当しないこととなったとき
 - (2) 前条の利用規則に従わないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
 - (10) 当ホテルが、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
 - (11) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当ホテルにないとき。

(宿泊にかかわる責任)

- 第13条 1. 当ホテルの宿泊にかかる責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、出発するため客室を空けた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料(ご予約宿泊日)は戴きません。

(寄託物等の取扱い)

- 第14条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重

宿泊約款

品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として、当ホテルはその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3. 当ホテルは、100万円以上の現金又は時価100万円相当以上の物品はお預かりできません。

4. 当ホテルは、第1項及び第2項及び第3項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末等の周辺機器）、で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあたっては前条第1項の規定に、前項の場合にあたっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたらと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(直轄裁判所と準拠法)

第18条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属直轄裁判所とします。

(本約款の変更手続)

第19条 当ホテルは、本宿泊約款を変更し変更後の宿泊約款を宿泊者との宿泊契約に適用する場合があります。その際は、施行日の1ヶ月前までに当ホテルのホームページに変更内容及び変更の効力発生期日を掲載して、一般に周知させるものとします。

付則

第1条 当ホテルは、2023年10月1日、宿泊約款の各一部を改訂し、同日施行する。

第2条 本約款は当ホテルを日帰りする顧客との間の利用契約及び、これに関する契約にも日帰りの性質上適用の余地がない条項を除き準用するものとする。

利用規則①

利用者は、当ホテルを利用する当たり、当ホテルの施設内においては、次の事項を守っていただきます。

1. 利用者がホテル内において、次の行為を行うときは、必ず管理者の許可を受けてください。
 - (1) 施設内に特殊な設備をするとき
 - (2) 印刷物を掲示し、又は配布するとき(会議・研修資料を除く)
 - (3) 火気類を使用するとき
 - (4) 施設内において、飲食物その他の物品を販売するとき
2. 危険物を持ち込まないこと
3. 賭博行為はしないこと
4. 施設、設備器具を破損若しくは紛失したときは、修理又は賠償をすること
5. ペット類を指定場所以外の館内に入れないこと
6. その他、管理者の定める注意事項に違反しないこと

違約金規定

宿泊および施設の取消・変更については、下記の割合で違約金を申し受けます。

●宿泊違約金比率

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
1～19名	50%			20%		10%			
20～50名	50%		25%	20%					

51名様以上は別の比率となります。

●施設（スポーツ・キャンプ場等・研修室）違約金比率

	当日	前日	2～7日前
取消	100%	50%	30%
時間変更	80%	40%	20%

ただし、野外施設（グラウンド・テニスコート等）における悪天候の場合は除きます。

利用規則②

利用者は、当ホテルを利用する当たり、当ホテルの施設内においては、次の事項を守っていただきます。

1. 施設での注意事項等
 - (1) サイレントタイム（静寂時間）
21時以降はサイレントタイムとなります。また、安全確保のため軽度な照明を点灯致しますが、自然環境状況等により滑りやすくなっております。近づく際には十分ご注意ください。
 - (2) グランピングエリアへの音響施設（スピーカー・楽器など含む）のお持ち込みはご遠慮ください。
 - (3) 食中毒防止の観点から、食材の持ち込み及び調理はご遠慮いただいております。ただしドリンク類の持ち込みや乳幼児の方の離乳食は可能です。
 - (4) 施設内の池や川への入水・遊泳禁止
(お子様連れのお客様は特にご注意ください。)
 - (5) 指定場所以外での喫煙禁止（喫煙所をご利用ください）
 - (6) 指定場所以外での火花及び直火の禁止
 - (7) ペット類との同伴はご遠慮いただいております。
2. 当ホテル、ニュー・グリーンピア津南は環境共生型施設です。生物の多様性等もあり園内敷地内の自然を最大限活かしており自然の中には様々な生物が生息しています。予めご了承願います。
3. 悪天候・荒天時について
台風や豪雨などの災害が予測される悪天候時は安全最優先の判断の下、宿泊をお断りする場合がございます。
 - (1) 判断時点
 - ・ご利用日前日の正午
 - ・ご利用日当日でも気象の変化や災害状況により、急遽施設を閉鎖する場合もございます。
 - (2) 判断基準
ご利用が以下に当てはまる場合
 - ・気象庁より当施設が台風の暴風警戒区域に入ると予報が発表された場合
 - ・気象庁からの当該地域への気象警報が発令された場合
 - (3) ご連絡方法

宿泊約款

- ・閉鎖と判断した場合は、ご予約者様へ電話またはメール等で速やかにご連絡致します。
- ・ホテル棟宿泊への変更をご希望の場合は、空き状況をご案内します。

※料金や条件等の内規規定

- ・当施設で閉鎖を判断した場合、キャンセル料は発生しません。
(当施設からお客様への賠償対応は致しません)
- ・当施設による判断前にお客様からキャンセルされた場合は通常のキャンセル料が発生致します。

個人情報の取組について

当ホテルではお客様の個人情報は、厳重な管理体制のもとで、管理、保管し当社で定める場合以外で、ご利用者の個人情報が第三者に漏洩することのないよう個人情報保護管理規定を作成のうえ実行します。

1. 利用目的の特定

ご提供いただいた個人情報につきましては、下記の目的の範囲内で取扱います。

- (1) 当ホテルでのサービスを提供するため、お客様との連絡の為に利用させていただくほか、サービスの提供及びサービスの受領のための必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) お問い合わせ、ご相談にお応えすること。
- (3) 当ホテルでのサービスに関する販売推奨・アンケート調査及び最新情報の提供等ご案内すること。

2. 第三者提供等

ご提供いただいた個人情報につきましては、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示いたしません。尚、個人情報の開示にあたっては、開示先に対してご利用者の個人情報を厳格な管理体制のもとで保持させ、かつ第三者への開示または当ホテルが承認した目的以外の利用は行わないようにします。

- (1) ご利用者に当ホテルのサービスを提供する上で必要となる業務委託先に開示する場合。(運輸機関、レンタル機関、外注品の手配機関等)
- (2) ご利用者が事前に承諾された場合。
- (3) 法令により開示が要求される場合。

3. 管理・保管

ご提供いただいた個人情報は、厳格な管理体制のもとで管理、保管し上記に定める場合以外で、ご利用者の個人情報が第三者に漏洩することのないようセキュリティの強化と社内での社員教育を徹底します。

4. 個人情報の開示

個人情報に関する個人の権利を尊重し、確認、開示、訂正、削除等を求められたときは法令及び規定に従い対処いたします。

5. 定期的な点検

個人情報の取組については、定期的に監査を行う等点検し、継続的に改善を実施いたします。